【別紙３】

平成　　年　　月　　日

　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　須崎市立　　　　学校長

通勤手当の認定経路について

　通勤届の認定結果に係る経路について、別添のとおり送付します。

　認定経路は、あくまで手当を決定するための最短経路ですので、認定経路と実際の通勤経路とは異なる場合があります。（実際の通勤経路は、通勤届による経路となります。）

　なお、認定経路上に「時間帯一方通行道路」等（自転車の場合は、自転車で通れない道）が含まれている場合は、お手数ですが担当までご連絡ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　問合せ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　須崎市立　　　学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当